

設 計 書

設
計

検

精
算

業 務 費 :

年 度 : 令和5年度

業 務 名 : 南部浄化センター分配槽及び最初沈殿池覆蓋取替修繕

業 務 場 所 : 久留米市安武町住吉

履 行 期 間 : 契約締結の翌日から120日間

[業務概要] この業務は南部浄化センター分配槽及び最初沈殿池において、老化している覆蓋（点検口蓋）の取替えを行うものです。

- ・ 合成木材製覆蓋据付 15か所
- ・ FRP/鋼板接合材製覆蓋撤去 15か所
- ・ 産業廃棄物処分費 1式

本業務費計算書

P1

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本業務費								
	直接業務費							
		覆蓋(点検口蓋)取替		1	式			第1号内訳書
			計					
	間接業務費		共通仮設費	1	式			
			積上げ共通仮設費	1	式			第2号内訳書
	純業務費		計					
			現場管理費	1	式			
	業務原価		計					
			一般管理費	1	式			
	業務価格		計					
			消費税及び 地方消費税相当額	1	式			
	合計							

名 称	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
A. 機器費						
(ロ) 合成木材製覆蓋	1140×640×50(ゴムパッキン付)	3	組			
(ハ) 合成木材製覆蓋	1940×690×50(ゴムパッキン付)	3	組			
(ニ) 合成木材製覆蓋	1640×640×50(ゴムパッキン付)	1	組			
(ホ) 合成木材製覆蓋	2440×690×50(ゴムパッキン付)	1	組			
(ヘ) 合成木材製覆蓋	1540×940×50(ゴムパッキン付)	2	組			
(チ) 合成木材製覆蓋	1140×840×50(ゴムパッキン付)	1	組			
(ノ) 合成木材製覆蓋	1740×690×50(ゴムパッキン付)	1	組			
(メ) 合成木材製覆蓋	1240×690×50(ゴムパッキン付)	3	組			
飛散防止金具	SUS,FB(アンカーボルト・ナット付)	60	組			
小計(A)						
B. 労務費						
現地調査費		1	式			
取替現場作業費		1	式			
小計(B)						
計(A+B)						

名 称	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
産業廃棄物処分費	FRP/鋼板接合材, 運搬・中間処理	1	式			15m ² ×13kg/m ² =195kg
計						

仕 様 書

業 務 名 南部浄化センター分配槽及び最初沈殿池覆蓋取替修繕

履 行 場 所 久留米市安武町住吉

履 行 期 間 契約の翌日から起算して120日間

業 務 概 要 この工事は南部浄化センターの分配槽及び最初沈殿池において、老朽化した覆蓋（点検口蓋）の取替えを行うものです。

- ・覆蓋据付 15か所（合成木材製）
 - ・覆蓋撤去 15か所（FRP/鋼板接合材製）
 - ・産業廃棄物処分（運搬・中間処理） 1式
-
- ・覆蓋の寸法・数量は設計書に記載するが、参考とし、受注後、現場採寸を行い最終的な寸法を決定する。
 - ・材質はガラス長繊維強化硬質発泡ウレタン樹脂製とし、蓋1つにつき2箇所、取っ手（SUS製）を付けること。
 - ・覆蓋の表面は滑り止め処理を行うこと。
 - ・色は緑系の標準色とする。
 - ・設計荷重は3.5 kN/m²とし、許容たわみはL/200以下とする。
 - ・長尺によりたわみが予想されるものには、補強梁を入れること。
 - ・受枠と覆蓋の間には気密性を確保するため、ゴムパッキンを取り付けること。
 - ・使用材料は覆蓋の設置場所が硫化水素の発生する酸性気相部であるため、耐食性のある材料であること。

提 出 書 類 報告書、施工写真、完了届、その他市が求めるもの。

業 務 の 実 施

- ・本設備の構造、機能等を熟知した技術者が作業に従事すること。
- ・別紙図面及び仕様書の内容に基づき作業し、不明の点は市担当者の指示による。
- ・交換部品等は、メーカーの定めた規格品を使用すること。
- ・修繕完了後、機器の設定および設備の全体調整を行うこと。
- ・施工に際しては、関係法令等に従い、適正かつ安全に作業を行うこと。
- ・明記していない事項であっても当然必要とされる軽易な部品や作業などは請負者の負担で行うこと。

そ の 他 上記のほか、下記の事項に留意すること。

- ・作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
- ・施設の業務に支障が生じるおそれがある時は、市と協議のうえ、仮設設備を準備すること。
- ・作業日時は、担当職員と打ち合わせの上、決定すること。
- ・業務実施に必要な電力、用水は無償で支給するものとする。
- ・発生した廃棄物は、適正に処分すること。

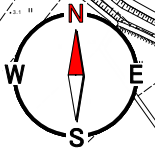
【障害者差別解消の推進に関する事項】

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
2. 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
3. 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。



みやき町

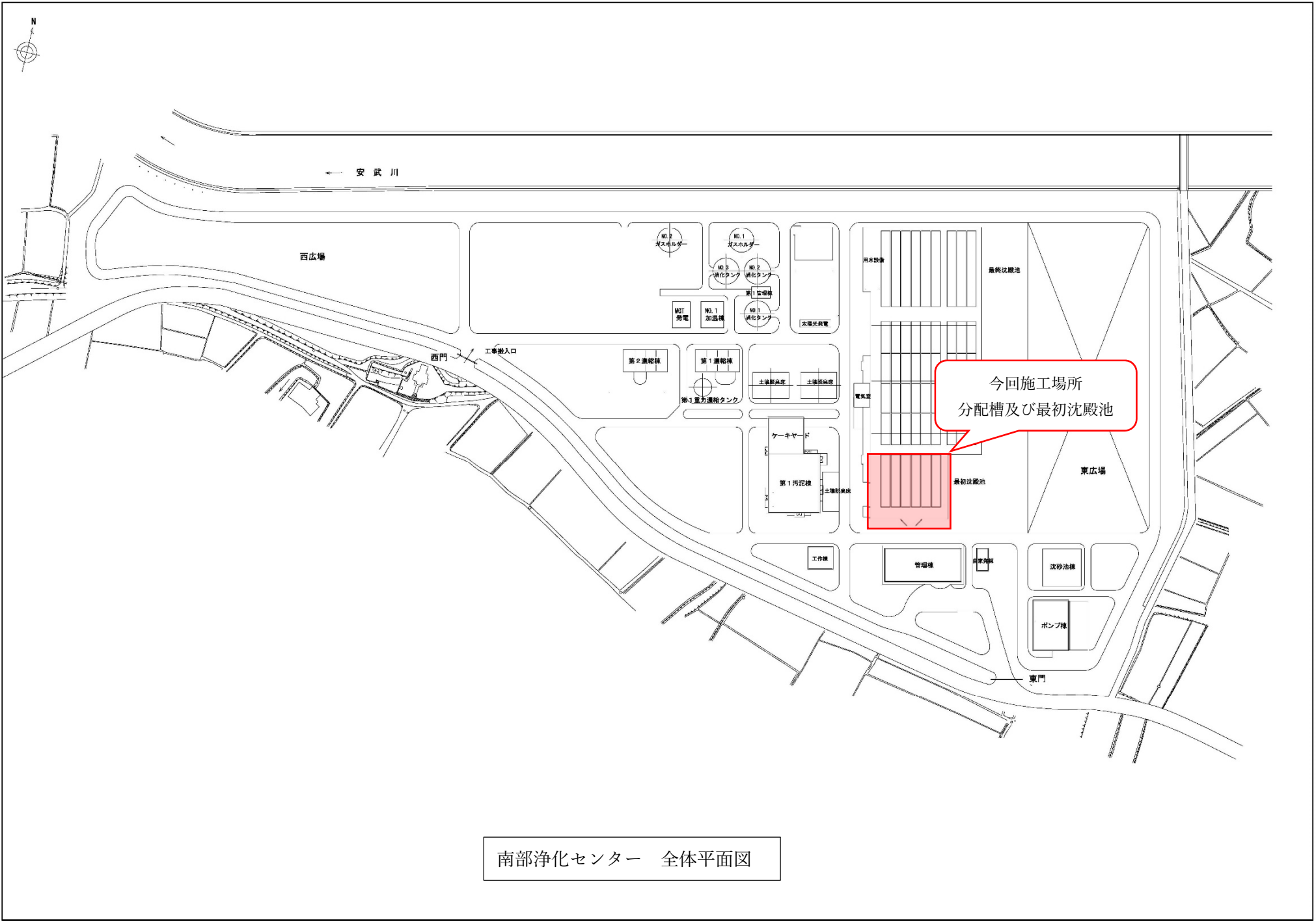
みやき町

今回修繕場所
南部浄化センター

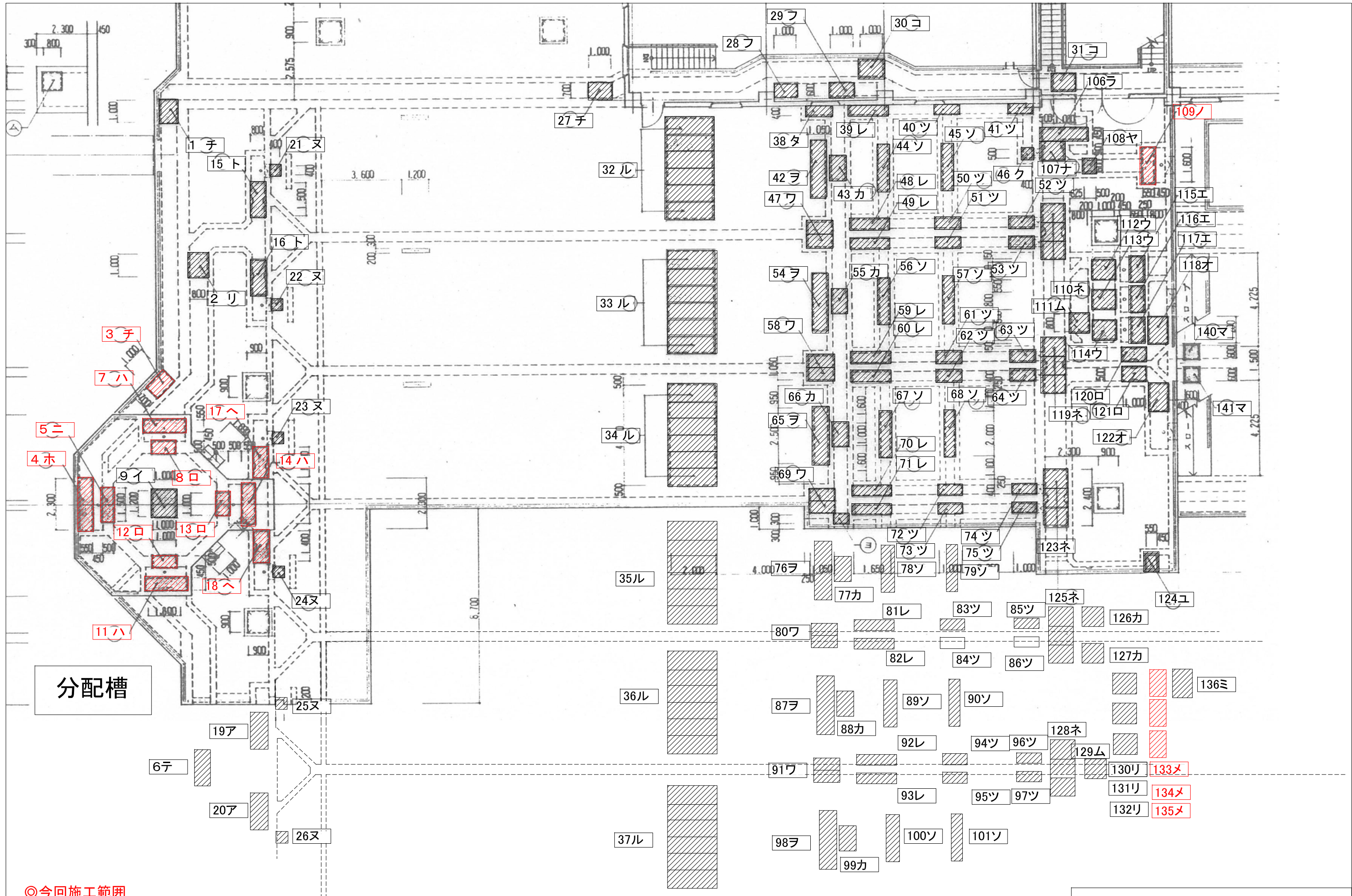


0 100

600m



南部浄化センター 全体平面図



◎今回施工範囲

- ・朱線部の覆蓋(点検口蓋)の取替 15か所
- ※各蓋の仕様・寸法については、仕様書に定める

最初沈殿池

分配槽及び最初沈殿池
平面図